

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年10月11日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 綾 田 福 雄  
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について                      証紙の消印の日付及び証紙収納簿に記載した日付が誤っているものがあった。（水産課）</p> <p>イ 支出事務について                      (ア) 自家用車使用の県内出張について、旅費が支給されていないものがあったため、追給する必要がある。（農村整備課）                      (イ) 県外旅費について、旅費の支払が出張後5か月余り経過しているものがあった。（東讃農業改良普及センター）                      (ウ) 校外講師に対する謝金の支払額に誤りがあったので、正当額との差額を返納させる必要がある。（農業大学校）                      (エ) NHK受信料について、事業所割引の申請が2年以上遅れていた。（東讃土地改良事務所）                      (オ) 水産振興総合対策事業（漁業新技術実証事業）補助金について、交付要綱で定める事業変更の申請・承認手続がなされていないものがあった。（水産課）                      (カ) 公用車の車検及び修繕の検収について、検収年月日の記載が誤っているものがあった。（東</p>	<p>ア 収入事務について                      直ちに消印及び証紙収納簿の日付の誤りを訂正した。</p> <p>イ 支出事務について                      (ア) 平成23年7月4日に該当者に対し支給を行った。                      (イ) 今後は、旅費の支払を出張後速やかに行うよう徹底する。                      (ウ) 平成23年2月18日に正当支給額との差額を返納させた。                      (エ) 今後、同様の案件については、速やかに処理するよう徹底する。                      (オ) 今後は、補助金の事務処理に係る要綱の規定について、周知徹底し、再発防止に努める。                      (カ) 直ちに検収年月日を訂正した。今後は、会計事務の適正な処理と処理後の確認を徹底する。</p>

讚農業改良普及センター)

ウ 契約事務について

平成21年度の消防設備に係る業務委託について、履行確認の基礎となる成果報告書に、提出先の名称・提出者の名称・提出年月日が記載されていないかった。また、契約書において、「成果報告書」の提出を義務付けていなかった。(東部家畜保健衛生所)

エ 物品について

リースバックに係る重要物品(自動車2台の払出手続)について、平成22年11月に指導注意事項に対する措置状況として「直ちに所定の手続を行った」旨報告をしていたにもかかわらず、払出手続がなされておらず、また、平成22年5月にリースバックとなった別の自動車1台についても払出手続が遅れ、ともに平成23年1月になって手続をしていた。(東讚農業改良普及センター)

ウ 契約事務について

平成22年度は、提出先の名称等が記載された成果報告書を提出させた。また、平成23年度の契約書締結に当たり、成果報告書の提出を義務付ける記載を行った。

エ 物品について

所属長の自主検査において、備品異動の手続過程及び手続後の備品一覧表の確認を、所長及び次長が行うこととした。

備品一覧表と現品の照合を出納員が行う際に会計員も照合を行い、所長及び次長が確認することとし、本年度第1回目を8月25日に実施した。